

# 琉球大学学術リポジトリ

米国管理下の南西諸島状況雑件 沖縄関係 日本政府援助プライス法（改正案を含む）(1)

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-02-05 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	<a href="http://hdl.handle.net/20.500.12000/43580">http://hdl.handle.net/20.500.12000/43580</a>

加行入法華滅願承認

極秘

主管課長へ  
本電主管、配布先等に関し御意見あれば直ちに電信課検閲班に連絡ごう

電信写

37 2.3.2.15 暗 亞 北  
ワシントン 9月13日 2033 発  
本省 9月14日 0954 着  
大平 大臣 朝海 大 使

上院外交委員会におけるプライス法案可決の件

第ス131号

往電オ19ク3号に關レ

1. 13日上院外交委員会は秘密会においてプライス法案を可決した。  
なお援助金額は従来より600万ドル増額し、1,200万ドルに上ったが要求額の2,500万ドルよりかなりの減額となった。
2. 右について國務省任一が局長は加藤に對し「来年度は支出要求額が1,200万ドルであるので援助権限枠が右と同様額になったことにより実質的になんら支障はなく再来

外務省

早瀬 (甲)

極秘

主管課長へ  
本電主管、配布先等に関し御意見あれば直ちに電信課検閲班に連絡ごう

電信写

年度により多額の援助が必要となる場合には更にこの権限枠の増加を要請することになる。対沖繩援助は一般対外援助と一括審議されているので後者と同様の意味でプライス法も1年毎の権限法案の形をとる結果になったものである。従ってこの点なんら憂慮する必要はない。むしろ現在審議中の支出法案で1,200万ドルが更に減額されるのが警戒を要する(特に下院において)次第である』と述べた。

(3)

西田邦光、大臣、次官、外務官、官房長、西米、亞米、情報部長、  
亞米、亞米、亞米、亞米、亞米、亞米、亞米、亞米、  
亞米、亞米、亞米、亞米、亞米、亞米、亞米、亞米、

外務省

主管課長へ

電信写

本電主管、配布先等に関し御意見あれば直ちに電信課検閲班に連絡ごう

37 23606 年 批 野  
ワシントン 9月18日 1940巻  
本省 9月19日 0912着  
池田大臣代理 朝海大俠

下院歳出委員会における1963年度  
対外援助法案可決の件

第2182号 大至急 作

1. 18日下院歳出委員会は1963年度対外  
援助法案を可決したが、その内沖繩関係陸  
軍省費用として790万ドルの支出を認め、  
右は190万ドルの行政費及び600万ドルの経  
済援助費を含んでおり昨年度の708万9千  
ドルに比べ81万1千ドルの増額となっているが  
本年度の要求額1428万ドルに比し著し  
い減額となっており、右は本年3月のケネディ  
大統領の対沖繩新政策の結果の新規要求額  
638万ドルを全額削除したことによる

外務省

早瀬

五橋

主管課長へ

電信写

本電主管、配布先等に関し御意見あれば直ちに電信課検閲班に連絡ごう

ものである。  
2. 今次対外援助法案は相互安全保障のため  
の対外援助の外沖繩関係費用その他を合  
せて一本の法案としたものであるが、相互  
安全保障援助についても要求総額47億ドル  
余が36億ドルに削減され、昨年度承認額  
の39億ドルを下回っており、  
右の如き大きき削減の理由としては米国の  
金保有の減少(1952年末の232億ドルよ  
り1961年末の169億ドルへ減少、一方他  
の自由諸国は同期間に130億ドルより236  
億ドルに金保有高が増加している)が強調  
されている。本法案及び報告のうち沖繩  
対外援助関係部分別電文1及び2の如し。

(3)

配布先 大臣 次官 外務 管 課 長 亞 米 空 軍 協  
会 情報 関係 課 長 事務 次 長 関係  
参考 総 務 課 長 秘書 長 関係 課 長  
関係 課 長 課 長 関係 課 長 課 長

外務省



主管課長へ

本電主管、配布先等に関し御意見を  
れば直ちに電信課検閲班に連絡こう

電信写

37 25608 平 米比 重比

フイント ✓ 9月 18日 1950

本省 19日 0923

池田外務大臣臨時代理 朝海大使

下院蔵書委員会に付ける1963年度

海外援助法案可決の件

ホ2183号 大至急

経電ホ2182号別電1



口達に転送した。

配布先、大臣次官外務省、米比、重比、協定、情

本局、重比、米比、協定、米比、重比、協定、情

重比、米比、保、米比、重比、協定、情

米比、重比、協定、情

順  
(中略)

DEPARTMENT OF THE ARMY-CIVIL FUNCTIONS  
RYUKYU ISLANDS , ARMY  
ADMINISTRATION

FOR EXPENSES, NOT OTHERWISE PROVIDED FOR, NECESSARY TO MEET THE RESPONSIBILITIES AND OBLIGATIONS OF THE UNITED STATES IN CONNECTION WITH THE GOVERNMENT OF THE RYUKYU ISLANDS, AS AUTHORIZED BY THE ACT OF JULY 12, 1960 ( 74 STAT. 461 ): SERVICES AS AUTHORIZED BY SECTION 15 OF THE ACT OF AUGUST 2, 1946 ( 5 U.S.C. 55A ) , OF INDIVIDUALS NOT TO EXCEED TEN IN NUMBER: NOT TO EXCEED \$3,500 FOR CONTINGENCIES FOR THE HIGH COMMISSIONER, TO BE EXPENDED IN HIS DISCRETION: HIRE OF PASSENGER MOTOR VEHICLES AND AIRCRAFT: PURCHASE OF FOUR PASSENGER MOTOR VEHICLES FOR REPLACEMENT ONLY: AND CONSTRUCTION, REPAIR, AND MAINTENANCE OF BUILDINGS, UTILITIES, FACILITIES, AND APPURTENANCES: \$7,900,000, OF WHICH NOT TO EXCEED \$1,900,000 SHALL BE AVAILABLE FOR ADMINISTRATIVE AND INFORMATION EXPENSES: PROVIDED, THAT EXPENDITURES FROM THIS APPROPRIATION MAY BE MADE OUTSIDE CONTINENTAL UNITED STATES WHEN NECESSARY TO CARRY OUT ITS PURPOSES, WITHOUT REGARD TO SECTIONS 355 AND 3648, REVISED STATUTES, AS AMENDED, SECTION 1774 (D) OF TITLE 10, UNITED STATES CODE, CIVIL SERVICE OR CLASSIFICATION LAWS, OR PROVISIONS OF LAW PROHIBITING PAYMENT OF ANY PERSON NOT A CITIZEN OF THE UNITED STATES : PROVIDED

FURTHER, THAT FUNDS APPROPRIATED THEREUNDER MAY BE USED, INSOFAR AS PRACTICABLE, AND UNDER SUCH RULES AND REGULATIONS AS MAY BE PRESCRIBED BY THE SECRETARY OF THE ARMY TO PAY OCEAN TRANSPORTATION CHARGES FROM UNITED STATES PORTS, INCLUDING TERRITORIAL PORTS, TO PORTS IN THE RYUKYUS FOR THE MOVEMENT OF SUPPLIES DONATED TO, OR PURCHASED BY, UNITED STATES VOLUNTARY NONPROFIT RELIEF AGENCIES REGISTERED WITH AND RECOMMENDED BY THE ADVISORY COMMITTEE ON VOLUNTARY FOREIGN AID OR OF RELIEF PACKAGES CONSIGNED TO INDIVIDUALS RESIDING IN SUCH AREAS : PROVIDED FURTHER, THAT THE PRESIDENT MAY TRANSFER TO ANY OTHER DEPARTMENT OR AGENCY ANY FUNCTION OR FUNCTIONS PROVIDED FOR UNDER THIS APPROPRIATION, AND THERE SHALL BE TRANSFERRED TO ANY SUCH DEPARTMENT OR AGENCY WITHOUT REIMBURSEMENT AND WITHOUT REGARD TO THE APPROPRIATION FROM WHICH PROCURED, SUCH PROPERTY AS THE DIRECTOR OF THE BUREAU OF THE BUDGET SHALL DETERMINE TO RELATE PRIMARILY TO ANY FUNCTION OR FUNCTIONS SO TRANSFERRED.



主管課長へ  
本電主管、配布先等に関し御意見あ  
れば直ちに電信課検閲班に連絡之ヲ

電信写

37 23609 平 米北. 匪北

ワレントン 9月18日 20-30 夜  
本 有 9月19日 09-55 着

池田外務大臣臨時代理 朝海大使

下院才出委員会におけり1963年度対外援助法案可決の件

元 2184号

往電 2182号 別電 2

DEPARTMENT OF THE ARMY-CIVIL FUNCTIONS  
RYUKYU ISLANDS, ARMY

1963 ESTIMATE	\$ 14,282,000
1962 APPROPRIATION	\$ 7,089,000
RECOMMENDED FOR 1963	\$ 7,900,000 (163,821)

THE PRESIDENT'S BUDGET REQUESTED AN APPROPRIATION OF \$ 7,900,000 FOR THE ADMINISTRATION OF THE RYUKYU ISLANDS.

THIS AMOUNT WAS SUBSEQUENTLY AMENDED BY HOUSE DOCUMENTS NO. 378 AND 463.

THE REVISED ESTIMATE CONSIDERED BY THE COMMITTEE AMOUNTED TO \$ 14,282,000 THE ACCOMPANYING BILL CARRIES AN APPROPRIATION OF \$ 7,900,000 FOR THIS PURPOSE, AN INCREASE OF \$ 811,000 ABOVE THE 1962

木  
村  
(破図)

主管課長へ  
本電主管、配布先等に関し御意見あ  
れば直ちに電信課検閲班に連絡之ヲ

電信写

APPROPRIATION.

THE TWO BUDGET AMENDMENTS TOTALLING \$ 6,382,000 WERE TO IMPLEMENT THE RECOMMENDATIONS OF A TASK FORCE CREATED IN AUGUST 1961 BY PRESIDENT KENNEDY TO INVESTIGATE THE EXTENT TO WHICH ECONOMIC AND SOCIAL CONDITIONS CONTRIBUTE TO THE DISSATISFACTION OF THE RYUKYUANS, AND TO DETERMINE MEASURES TO IMPROVE THESE CONDITIONS.

IN VIEW OF THE TESTIMONY WHICH INDICATED THAT THE REVISED PROGRAM WAS NOT BASED ON NEED, THE COMMITTEE HAS NOT APPROVED THE FUNDS, 6,382,000 REQUESTED FOR THE EXPANDED PROGRAM.

国連へ転電した。

了

配信先、大臣、次官、外務官、局長、既、先、経、至、協、案、情、  
各、向、長、臣、皇、米、参、聖、次、老、場、考、案、参、照、  
臣、復、北、米、北、係、聖、總、調、既、至、協、政、策、案、規、  
情、通、内、外。

(P.2)

要字 2 部

発電係 ② 総 第 28377 号

昭和 37 年 9 月 21 日 時 10 分 発

電信課長 3X

第 1022 号 (LTF)

大 一 係

主管 アジア局長 (15)

起案 昭和 37 年 9 月 20 日

事務次官

ト部参事官

事務次官

総務参事官

外務参事官

主任 北東アジア課長

起案者 潮 電話番号 608

(協議)

此事の情報は必ず局長に届同知す

(回覧) アメリカ局長

北米課長

在 未

朝海

大 公 館 長

池田外務

大臣 宛

臨時代理

21 94

電 報

在

大 公 館 宛

件 名

未下院歳出委員会における 1963 年度 沖縄  
援助費削減に関する件

貴電 2182 号 に関し

電信案 (甲)

外務省

回覧番号

2748

1962年度沖縄援助の新規支出要求額が、米下  
院歳出委員会において、全額削減されたとの  
報道は、プライス修正法案の大幅減額の後た  
びに関係各方面にかなり、衝撃を与えている。  
特に、自民党沖縄対策特別委員会は、本回  
題の来る11月に行われる沖縄立法院院選挙  
に及ぼすべき影響を慮り、政府<sup>(おと)</sup>対米折衝  
方を強く要望越している。また、新聞報道  
によれば、沖縄現地においても米大統領の  
沖縄新政策に対し、悲観的観測が、たかま  
っている趣である。

~~貴大使より大臣に御伝達ありたい。~~

このときあり、~~亦、折衝を~~貴大使の折  
角の持盡力も多と<sup>(おも、以上のいさ)</sup>~~なす~~、他方事情以上  
~~なる~~なるにつ<sup>引換</sup>て、米政府に対し  
善処を折衝願わした。い。  
~~貴大使より~~大臣に御伝達ありたい。



極秘

主管課長へ

本電主管、配布先等に関し御意見あれば直ちに電信課検閲班に連絡ごう

電信写

07 23607 暗 米北、亞北  
フイントン 9月18日 2000  
本省 19日 0918

池田外務大臣副官代理 朝海大使

下院歳入委員会における1963年対外  
援助法可決の件

第2185号 大至急

往電第2182号に因り

は務省係官は下院本会議は委員会案のまま可決するであろうが、上院においては若干復活する可能性があるとの観測を抱いている旨語った。また同係官によれば別電第2182号の報告末尾の新規要求は必要に基くものでないこと証言により明らかになりたので」とあるは事実と反しており証言を行つた軍関係者等は尤も対沖経援増額を強調したものである由。

外務省

極秘

主管課長へ

本電主管、配布先等に関し御意見あれば直ちに電信課検閲班に連絡ごう

電信写

関連に特電した。

了

配布先 大臣次官外務省長 英米亞北  
条情各局長 亞参米参亞次亞協参  
参参 德 亞德北 米北保 亞德  
調亞 亞協攻 条条規

外務省

特記の件、世説23

(印)

極秘

主管課長へ

本電主管、配付先等に関し御意見あれば直ちに電信課検閲班に連絡ごう

電信写

~~子9~~ ~~コ39~~ ~~コ2~~ ~~港~~ ~~半北~~ ~~半北~~

ロンドン 9月19日 2230発

本 高 20日 1224着

津田 外務省 経理部、朝海大 陸電部

対外援助支出法率に関する件

~~ホ2~~ ~~19~~ ~~1~~ ~~号~~

~~経電ホ2~~ ~~1~~ ~~8~~ ~~2~~ ~~号~~ ~~に~~ ~~関~~ ~~し~~

~~19日~~ ~~閣~~ ~~議~~ ~~案~~ ~~の~~ ~~定~~ ~~額~~ ~~分~~ ~~額~~ ~~の~~ ~~際~~ ~~同~~ ~~部~~ ~~高~~ ~~別~~

~~が~~ ~~決~~ ~~定~~ ~~の~~ ~~物~~ ~~を~~ ~~見~~ ~~據~~ ~~し~~ ~~て~~ ~~述~~ ~~べ~~ ~~た~~

沖縄援助案の趣旨に即ち同様の筋の観測の通り、

対外援助支出法率を管する対外援助支出法案

按下院本会許すは大体現在のままの数字が可決せられ、後上院に譲り出さるが上院では対外援助支出法率の1.4ユ8万ドル(行政費ユ2.8万はブライズ改正法案の外枠)に押し上げることを期す。その後両院協議会が最終的な数字

本電の保管及伝送

暗

外務省

主管課長へ

本電主管、配付先等に関し御意見あれば直ちに電信課検閲班に連絡ごう

電信写

極秘

~~審~~ ~~査~~ ~~決~~ ~~定~~ ~~の~~ ~~物~~ ~~を~~ ~~見~~ ~~據~~ ~~し~~ ~~て~~ ~~述~~ ~~べ~~ ~~た~~

審査決定の趣旨に即ち同様の筋の観測の通り、

対外援助支出法率を管する対外援助支出法案

按下院本会許すは大体現在のままの数字が可決せられ、後上院に譲り出さるが上院では対外援助支出法率の1.4ユ8万ドル(行政費ユ2.8万はブライズ改正法案の外枠)に押し上げることを期す。その後両院協議会が最終的な数字

審査決定の趣旨に即ち同様の筋の観測の通り、

対外援助支出法率を管する対外援助支出法案

按下院本会許すは大体現在のままの数字が可決せられ、後上院に譲り出さるが上院では対外援助支出法率の1.4ユ8万ドル(行政費ユ2.8万はブライズ改正法案の外枠)に押し上げることを期す。その後両院協議会が最終的な数字

外務省



極秘

主管課長へ

本電主管、配付先等に関し御意見あれば直ちに電信課検閲班に連絡こう

電信写

下の分はつき、日本の援助を期待する旨述べたのは、<sup>と</sup>フライング法改正案に基づき米国の援助増額を前提としたものであり、~~その~~ <sup>承認額と現在の所定とを減</sup> ~~その~~ <sup>現在</sup> 全体の支出計画を修正せねばならぬことを十分に認識している。

田原（大平大臣）に転電した。

(3)

~~配布先 大臣、次官、外務省、長官、参事、協同、事務局、長官、参事、次官、参事、参事、参事、北米北保、総務、調査、企画、現情、通、由。~~

主管課長へ

本電主管、配付先等に関し御意見あれば直ちに電信課検閲班に連絡こう

電信写

37 23921 平 重北米北  
ワシントン 9月21日 1010発  
本省 21日 2310着  
池田大臣代理 朝海 大使

下院本委員会におけ3/1963年度  
対外援助法案可決の件

才2230号(大至急)

往電才2182号に同じ

疎通関係も含め対外援助法案は20日午出委員会案の下、下院通過した。本21日午前十院では本法案に関する秘密会を開催、ラスク長官が証言の予定。国連に転電した。

(3)

配布先 大臣、次官、外務省、長官、参事、協同、事務局、長官、参事、次官、参事、参事、参事、北米北保、総務、調査、企画、現情、通、由。

山崎(土屋)

主管課長へ

本電主管、配布先等に関し御意見あれば直ちに電信課検閲班に連絡ごす

電信写

20994 平 米北、亜北  
ワシントン 9月21日 17.00発  
本省 9月22日 08.06着  
池田大臣代理 中 朝海大使

下院本会議における1960年度対外援助法案可決の件

中 朝海大使

第2221号

佐電第2121号に関し、

下院本会議は20日午後、1960会計年度対外援助等支出法案を249票対144票で可決し上院に回付した。なお、当地吾輩は、下院民主黨領袖は(上院)下院支出委員会より削減を例年どおり相当復活すること期待し、下院本会議の審議では特に復活に努力を行なわぬ方針をとったため、委員会での削減は各項目(琉球援助を含め)ともそのまゝ採択された旨觀察している。(3)

中朝(中朝)

外務省

主管課長へ

本電主管、配布先等に関し御意見あれば直ちに電信課検閲班に連絡ごす

電信写

配布先 大臣、次官、外務官房長、亜米、亞協、  
系情各局長、亜参、米参、亞次、亞協参、  
系参、総、亜北、米北保、亞総、  
調、亜米力、亞協政協、系系、現情、  
道内外。

外務省



極秘

主管課長へ  
本電主管、配付先等に関し御意見あ  
れば直ちに電信課検閲班に連絡こう

電信写

37 24002 暗 北  
ワシントン 9月21日 2030  
本省 22日 0945  
池田大臣代理 朝海大使

米下院歳出委員会に於ける1963年度  
沖縄援助費削減の件

才2237号  
貴電才1822号に關し

1. 21日 ハリマン次官補に会見を求め本  
使より米議会は沖縄に關する新規予算要求  
を削減せよと云ふ。これは日本側に対する  
大きな衝撃を与えお此り。本件を日本側が  
如何に重視しおるかには國務省のありゆるレ  
ベルにおいて充分御承知の筈と存するも本  
使の訓令に基き重以て本日プレゼンテーショ  
ンを行う次第なりと前提し。

(1) 米側としては11月に沖縄立法院の

外務省

○ 本電の原  
○ 蔵重に  
○ 山  
○ 加  
○ 40

極秘

主管課長へ  
本電主管、配付先等に関し御意見あ  
れば直ちに電信課検閲班に連絡こう

電信写

○ 總選挙があるとのタイミングを承知  
の要あり、お此  
○ (2) 元来本件は池田ケネディ会談以来着々  
○ 建設的に話合が進められていたもので、米  
○ 側がケネディ報告を出し、日本側からも  
○ 調査団が現地に派遣せられた。この際予算  
○ の削減上話合が振出しに及ぶことは行政府  
○ と立法府の区別というようなブネスヲ知ら  
○ ぬ一般大衆には大きな衝撃があり、日本にお  
○ いては沖縄においても好ましからざる政治  
○ 的反應を生むお此りといふ説した。  
○ 是、以上を以て同次官補はお此の趣旨は自  
○ 分等にもよく判り、今回の削減は予想  
○ 以上に手厳しいので日本政府以上に自分等  
○ にも強い衝撃が与えらぬお此りである。  
○ 今朝も上院秘密会ドラスク長官は特に沖縄  
○ にも言及しお此自分も國防省と連絡し、ホワト  
○ ハウスを通じて圧力を加えるお此り目下関係

外務省



極秘

主管課長へ

本電主管、配付先等に関し御意見あれば直ちに電信課検閲班に連絡ごう

電信写

○ 方面に工作中であり、上院において復活予算を提出するよう話し合っており、両院の協議会に持込ことと致したく、この段階において自分から何んら約束を責務に与える訳にはゆかないが最終的には削減を以て取らざるを得ない方針であると述べた。

○ よって本使より只今の貴次官補の発言は極めてエンカレッジであるが日本側の恐れる今一つの英米所詮沖繩は米全体の対外援助の一部に過ぎず、また金額を少ないので予算復活の懸念を取りまき此で本件が取引の対象となり、増額が行われぬことになりはしないかという案であると指摘したところ、同次官補は沖繩問題については日米向に相互意見の交換が行われていることでもあり、かかる事態となり得るよう国務省としては最善の努力を盡す方針なりと

外務省

極秘

主管課長へ

本電主管、配付先等に関し御意見あれば直ちに電信課検閲班に連絡ごう

電信写

○ 繰返している。  
○ 自頭責務として口述へ転載した。  
(3)

○ 配布先 大臣、次官、外務官房長、亜米、経、経協、条  
○ 国務各局長、亜参、米参、経次、経協参、条参  
○ 国参、総、亜北、米北、保、経、総、調、亜、経協取  
○ 条系、規、精道、内

外務省